

高知市農業施策等に関する

意見回答書

令和8年4月22日

高 知 市

高知市農業委員会
会長 大野 哲 様

高知市長 桑 名 龍 吾



令和8年度における高知市農業施策等に関する意見書への回答について

令和7年10月15日付け意見書におきましては、基盤整備の推進や農道及び用排水施設の機能維持、有害鳥獣による被害の防除対策の強化など、本市の農業発展に向けた貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、農業委員の皆様方におかれましては、農業者の良き相談役として、また農業現場の切実な課題について、行政に声を届けていただく地域農業者の代表として、日頃からご尽力いただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、近年の不安定な世界情勢を背景としたエネルギー価格の高止まりの継続、生産資材価格の高騰に加え、気候変動に伴う記録的な高温や局地的な豪雨の頻発により、皆様が農業経営を行っていく上で、様々な課題に直面していると認識しております。

そのような中、本市としましても昨年に引き続き「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入者を対象に、燃料購入費の一部を緊急的に支援することとしています。

さらに令和7年度には、農薬散布用ドローンの導入や、高知競馬場の馬ふん堆肥を水稻栽培に施用し、品質に与える研究に対する支援を行ってまいりました。

また、国においては令和7年度から令和11年度までの5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、食料安全保障の強化に向けた構造改革を加速させることとしており、今回いただいたご意見に加え、国・県の展開する施策を踏まえながら、「第14次高知市農業基本計画」の目標である「自然・人・まちの共生社会を支える持続可能な農業」の実現を目指し、地域資源を最大限に活用した、本市ならではの施策を進めてまいりたいと考えております。

農業委員の皆様方におかれましては、今後とも本市農業の振興にご協力・ご指導賜りますようお願い申し上げます。

以下、意見書の各事項につきまして回答いたします。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 農地の集積・集約化のための基盤整備及び地籍調査の推進

高齢化による担い手の減少、生産資材の高騰など、農業を取り巻く厳しい状況が続く中、本市農業の持続的な発展に向け、基盤整備事業の導入を模索する地域は多い。事業を効果的に推進するために、地域の核となる認定農業者等が地域の声をくみ上げ、総意としてまとめながら取り組む際には、新設された農地基盤整備課を中心に、行政として農業者に寄り添った支援を行うこと。

併せて、農地の集積・集約化や南海トラフ地震後の農地復興に向けて、市内全域での地籍調査の完了が待たれるため、引き続き迅速に事業を進めること。

(回答)

近年の農業を取り巻く情勢は、農産物価格の低迷や高齢化等による農業就業人口の減少に加え、生産資材の高騰など多くの課題を抱えています。こうした中で、農業の持続的な発展を支えるための農業生産基盤整備の推進・強化を図るため、令和7年度から耕地課を農地基盤整備課に改称し、各地域における生産者組合や集落営農組織、地域計画等の協議の場において、地域課題の解消に資する基盤整備事業の導入を推進しています。

令和8年度は、大津鹿兒地区において、県営農地中間管理機構関連農地整備事業が採択され、換地計画原案の作成に着手するとともに、朝倉針木地区では県営農地耕作条件改善事業による農地の区画拡大と緩傾斜化に向けた整備を実施します。また他の地域においても、農地中間管理機構との連携による農地の集約・集積を進めるとともに、それぞれの地域の営農形態に応じて、農家負担の少ない基盤整備事業の導入を推進してまいります。

地籍調査事業につきましては、現在は、南海トラフ地震などによる津波浸水被害からの復旧復興を睨んで、長期津波浸水区域を含む湾岸地域から優先して事業を進めています。

その進捗状況については、令和3年～7年度の5年間で、年の平均1平方キロメートル未満と、調査計画面積に届いていない状況であり、令和7年度末の進捗率は、市全体で51.1%と伸び悩んでいます。

これは、地籍調査事業が、全国の自治体で実施されていることもあり、市の計画事

業に対する国県の補助金の交付決定額が、近年、計画の約7割程度（令和7年度：約5割）となっていることが主な要因であります。

今後、事業の確実な進捗を図っていくには、各関係機関に継続して要望し、予算の確保を図っていく必要がありますことから、昨年6月に市長が国へ直接出向き、本市の事業計画に対する補助金を十分に確保いただけるよう要望を行いました。

現在、進めている地域での調査を着実に推進すること、また、法務局が実施している市街地での事業（※14条調査）との調整も図りながら、少しでも早く市内全域の調査が完了できるように、鋭意努めてまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(2) 行政主導による農道及び農業用排水施設の機能維持

農道、用排水路などの機能維持を図るための田役や修繕は、高齢化や入作の増加などによる地域の担い手不足、地域住民の農業に対する関心の低下などから、実施が困難になりつつある。

また、地元対策で行政が設置後、土地改良区に管理が移譲された揚水ポンプや配管などの設備について、経年劣化による老朽化のため、近い将来、大規模修繕が必要となる地域も存在する。

人役や経費の面で、地域のみでは対応しきれない箇所も見られることから、対応策として主要な農道、用排水路の維持管理についての業務委託や大規模改修時の財政支援など、行政が主導する新たな機能維持の仕組みを構築すること。

(回答)

本市農業生産の基盤となる農道、用排水路などの機能維持のため、日頃より地域の皆様のご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

各地区におきましては、高齢化の進展や、人手不足等により田役や修繕作業に携わっていただくこと自体が困難な状況になりつつあることは認識しており、実施が困難な地区におきましては土木委員や関係者の皆様と相談させていただきながら、業者への発注を検討いたします。

また、国の多面的機能支払交付金を活用した補修や改修が行われている地域もございます。

今後の方針としましては、地元施工による改修や国の多面的機能支払交付金を活用した補修や改修に関する支援を継続させるとともに、市施工による農道・水路の補修や改修に関する予算の確保にも努めてまいります。

なお、老朽化が進む地域の水利施設等の更新については、国の補助事業を活用した機能保全計画の策定や、施設の長寿命化に向けた事業の導入について、引き続き支援してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(3) 有害鳥獣による被害防除対策の強化

効果的な有害鳥獣対策を実施するために、捕獲頭数に見合う報償金額の予算確保、駆除を行う狩猟者の確保・支援に加え、事業者等への駆除の業務委託を検討するなど、個体数を減らすために継続的な事業推進を図るとともに、棲み処^{すか}や餌場を作らないための環境整備など、有害鳥獣対策に引き続き総合的に取り組むこと。

(回答)

本市では、有害鳥獣被害防止の指針として、令和6年3月に策定した「第6次高知市鳥獣被害防止計画」に基づき、「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組を基本として、対象鳥獣の捕獲や狩猟者の確保、被害防止柵の設置などの被害防止施策に総合的に取り組んでおります。

捕獲の推進に関する取組といたしまして、最も多くの農業被害をもたらしているイノシシの捕獲報償金の対象期間を通年としていることに加え、令和8年度からは、近年被害の増加が著しいハクビシンの報償金単価を増額することで、狩猟者の意欲向上を図り、捕獲数の増加につなげることで、被害防止のための確実な予算確保を図っているところです。

また、狩猟者の確保策といたしまして、令和8年度の新規事業として、狩猟免許取得から3年以内の新規狩猟者を対象に、くくり罠の配布を行うとともに、捕獲技術向上のための研修会や、先輩狩猟者とのマッチングの機会を提供するなど、さらなる狩猟者の確保に向け、取組を強化してまいります。

さらに、被害防止柵の購入費用の半額を支援する補助制度については、これまでの電気柵や金網柵等の購入費用に加え、電気柵用の防草シートや、ユズ等の新芽の食害を防ぐための苗シェルターを補助対象とするよう、拡充を行うとともに、農林水産課を事務局とする高知市鳥獣被害対策協議会による、県補助金を活用した地域ぐるみでの鳥獣被害防止柵設置の支援や捕獲檻の購入・貸し出しについても引き続き取り組むこととしております。

加えて、JAの鳥獣対策専門員と連携し、被害を受けた周辺環境の確認や、発生要因等の検証に基づき、耕作放棄地の刈払いによる「棲み処」の解消や、収穫残渣の適

切な処理による「餌場」の撤去など、農業者への防除意識の向上と被害対策についての助言を強化してまいります。

なお、ご提案のございました事業者等への駆除の業務委託については、県内外の先行事例などを情報収集し、効果の高い手法を調査研究してまいります。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化や、土地持ち非農家などの増加により、耕作放棄された農地や放置されたままの農業用ハウスは、鳥獣の棲み処となるなど、周辺農地に悪影響を与えることから、草刈りや放棄ハウスの撤去など、再利用・保全管理に向けて行政主導による農地利用策を構築すること。

併せて、春野地域で行われている現行の空き園芸用ハウスのマッチング、保全管理の取組について拡充を図ること。

(回答)

高齢化による離農等によって、耕作放棄地は増加傾向にあり、農業委員会の調査では、高知市の令和7年度遊休農地は約1,200筆、約46haとなり、害虫の温床や鳥獣の棲み処となり周辺農地の耕作への悪影響を及ぼしています。

令和6年度策定の地域計画では、農地の耕作放棄地を防ぎ効率的に利用や地域の農業を将来に渡り継続していく等のために、地域での話し合いを経て策定しました。しかしながら10年後の耕作者が位置づけできてない白地が多いのが現状です。

このような中、県では地域計画推進のために遊休農地・黄色区分の農地を、地域計画に位置づけられた担い手が農地に復元して営農を行う場合、雑草の除去、放棄ハウスの撤去等に係る経費への支援事業「地域計画実行支援事業」を令和7年度から新設されています。

また、春野地域では新たな圃場の確保による稲作や果樹栽培について、複数の農業法人等からの農地確保の相談があり、農業委員会事務局、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携、協力して地権者の農地利用の意向確認を進め、1者については令和8年作から新たな稲作がスタートし、荒廃地についても耕作に向けて準備を進めていくこととなっています。

今後におきましても、地域計画の実行と担い手対策の推進等により、耕作放棄地を増やさない取組を重点的にすすめてまいります。

なお、耕作放棄地の解消につきましては、地権者の理解や再生コストの負担など、課題も多いことから、農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様の協力を頂きながら、効果的な対策を実行してまいります。

園芸用ハウスのマッチング・保全管理の取り組みでは、JA事務局の協議会を設置して、新規就農者にハウスを提供していくために、情報の登録と登録ハウスの保全管理を支援しています。同協議会では、令和7年度より、利用者の栽培作物要件について一部緩和を行い、マッチングの推進に注力すると同時に、より広範な情報収集と登録の拡大に努めているところです。

一方、県市の支援で、JA春野では、令和7年度に研修用ハウスを高知市としては初めて設置しました。この研修用ハウスでは、新規就農者が各支援機関の技術指導等を受けながら農作物の栽培を行ない経営実践に取り組みます。新規就農者に対して、これら2つの方法で、ハウスを提供して、経営の安定化と新規就農者の定着を支援していきます。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(5) 地域の担い手確保に向けた新規就農者への支援

担い手不足は深刻な課題であり、今後は、農業に興味を持つ人材を就農に向けて広く受け入れる体制整備が重要になる。就農支援につながる各種補助事業の年齢要件緩和や、初期経費削減となるサポートハウスの整備など、希望者が就農しやすい環境を整備するとともに、就農後まもなくの農業経営の安定化を図り、新たな担い手として地域に定着できるよう、支援制度の拡充に努めること。

(回答)

本市農業の担い手不足につきましては、特に中山間地域において、高齢農家の急速な離農や耕作放棄地の増加が顕著となっています。本市では、新規就農者の確保・定着に向けた段階的な支援体制を構築しており、令和7年度には、国・県事業を活用し、延べ13人に対して就業前の研修への支援や経営開始後の資金を交付するなど関係機関と連携した伴走支援を行ってきました。

まず、ご要望いただきました、各種補助事業の年齢要件緩和につきましては、中山間地域における多様な担い手確保を目的として、農業用機械の購入や修繕等に要する経費を支援する「高知県中山間地域就農支援事業」が令和8年度から創設されました。この事業は、64歳以下でかつ就農2年目までの者が対象であり、農業所得150万円以上と農業外所得の合計が250万円以上となる就農計画を策定すること等が要件となっていることから、半農半Xなど多様な農業への関わり方につながることで期待されます。

次に、経営開始直後の初期経費の軽減策としましては、高知県園芸用ハウス整備事業を活用し、施設園芸にかかる初期投資の軽減を図っております。また、令和4年度には春野町の市営住宅の空き家を活用した新規就農者住宅を整備し、最長6年間の入居期間を設定することで、研修期間から経営安定期までの支援体制を整えました。さらに、令和7年度には、新規就農者向けのサポートハウスを、JA高知県が事業実施主体となって新たに1棟、整備いたしました。このサポートハウスにつきましては、令和8年8月から、新規就農者1名が利用することとなっており、ハウス利用料及び土地賃借料について支援を行うこととしております。

また、中山間地域の活性化を目的として、委託型による地域おこし協力隊を配置することとしており、土佐山地域でユズ生産支援を、鏡地域で林業支援に特化した地域おこし協力隊の募集を継続して行ってまいります。

一方で、近年、農業用ハウス資材や燃油の高騰により、農業参入へのハードルが高まっており、担い手対策として、農地や技術などの経営基礎が既に存在する「親元就農」の形態が、経営の継続という視点からも効果的な取組であるとも考えており、高知県就農支援事業を活用し、親元就農者への支援を行っております。

今後も、これらの国・県事業を活用した就農後の定着支援の充実に努め、地域おこし協力隊の1次産業分野における活用拡大など、新たな担い手が地域に根付けるよう、関係機関と連携しながら各地域の特性に応じた多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 農業用機械等更新及びスマート農業導入への支援

物価高騰に伴い、農業用機械の購入及び更新の費用負担は農業経営を圧迫しかねない状況になっている。とりわけ、更新費用が負担となり、規模縮小や離農せざるを得ない農業者が増えることがないように、営農組織や共同利用による機械更新に対して支援を行うこと。

また、農業者人口の減少や、担い手一人あたりの農地面積の拡大といった課題解決に向けて、農作業の効率化、生産性の向上等が期待できるスマート農業について、資金計画策定支援や技術指導など、導入時に最大の効果を上げることができるよう包括的な支援を行うこと。

(回答)

農業用機械の購入・維持コストを示す農業物価指数（農機具）は、鉄鋼価格の高騰や円安の影響を受け、令和2年基準で上昇傾向にあります。令和7年時点では前年比で約4%以上上昇しており、特にトラクターやコンバインなどの大農具の価格上昇が、農業生産資材全体の物価を押し上げる要因の一つとなっています。

農業用機械の共同利用はこれらの課題を解決するために有効な手段であり、集落営農組織が機能向上を伴う機械更新を行う際には、国・県だけでなく、例えば、中山間地域の集落営農組織等の団体を対象とした「高知市中山間農業活性化事業費補助金」など、市独自の支援制度の対象となる可能性があります。

一方で、個人が行う農業用機械の更新や導入に対する市の支援策としては、認定農業者や認定新規就農者向けの融資への利子補給を行っております。さらに、地域計画の実現や水田農業の強靱化を目的として、農業用機械の更新や導入を行う認定農業者等への国・県による支援制度も新たに創設されております。

また、スマート農業の導入につきましては、生産性向上を図ることを目的として、「高知県スマート農業推進事業費補助金」を活用した支援を推進しております。この事業の活用にあたっては、費用対効果が1.0以上であることや作業受託等を要件としており、導入による収益増や労働時間の短縮を数値化した資金計画の策定を支援しております。これにより、導入の効果を客観的に裏付け、導入後の確実な経営改善につなげております。

今後も、農作業の効率化や生産性の向上に向けて、様々な支援策を活用しながら、関係機関と連携した伴走支援を継続してまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

国の「第5次男女共同参画基本計画」において、女性の登用・採用に関する成果目標 58 項目を設定するなかで、女性農業委員の登用については 30%（2025 年度）を掲げている。女性が男性と同様に、農業者の代表の立場で活躍するためには、家族や地域の理解と後押しが欠かせないことから、目標達成に向けて、意識改革を促すための思い切った取組を行政が引き続き率先して進めること。

(回答)

女性農業者が農業者の代表として活躍するためには、家庭での女性の役割に対する家族の意識や、女性本人の意向など、複合的な要因があることから、根本的解決には時間を要することが予想されますが、主に国・県において近年、様々な取組が実施されています。

例えば、「第5期高知県産業振興計画」には、「女性への就農支援の強化」のため、仕事と家事、子育て等を両立できる労働体制の整備や意識改革の推進を行うとされており、具体的には、女性農業者の活躍事例を SNS で発信する取組や、女性新規就農者確保を目的とした農業体験合宿の開催、また女性が働きやすい環境整備に向けた女性専用トイレやシャワー室の設置等にかかる費用の支援などが行われました。

国においても、女性農業者の存在感を高めること等を目的とした「こうち農業女子交流会」を開催しており、高知市の女性農業者も多数参加しています。

これらの国・県による女性農業者支援策の推進に加え、例えば、高知市の農業者を構成員とした協議会等の役員に、女性農業者に就任してもらうなど、農業における男女共同参画に向けて、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(3) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援

令和4年1月から、農業用資産に対する固定資産税（償却資産）の申告勧奨が強化された経緯は一定理解するが、耐用年数が経過した後も取得価額の5%が評価額として残り続けることへの負担感も大きい。耐用年数が過ぎた農業用資産に対する課税の継続が、農業者の負担とならないよう、課税の範囲内で税収を財源とした事業の構築など、負担軽減に配慮した支援を行うこと。

(回答)

近年の農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷により、農業経営が厳しい状況にあることを重く受け止めており、そのため、農業者の皆様の課税負担感が一層強まっていることを認識しております。

しかしながら、農機具やハウス等の固定資産税（土地・家屋・償却資産）は、用途を特定しない普通税として広く納付いただいているものであり、これらの課税分を、特定の事業の財源に充てることは難しい状況です。

限られた財源を有効に活用していくため、引き続き担い手確保や施設整備等への支援など、本市の農業振興に資する効果的な支援策に取り組んでまいります。

2 高知市の農業発展に関する要望

(4) 中山間地域の活性化に向けた事業推進

中山間地域は、面積的にまとまった農地が少なく、人件費や機械化など、平坦部に比べ経費がかかるため、費用対効果で見ると明らかに効率が悪いものの、里山や水源の維持・治水機能など、環境保全にも貢献していることから、中山間地域のあるべき将来像を想定し、基盤整備や新規就農者確保、販路となる直販所の運営支援など、地域の活性化のための予算確保及び事業推進に努めること。

(回答)

中山間地域は、山あいには狭小な農地が点在しており、農業用水は集落あるいは個人単位で管理するなど、平野部に比べ耕作条件が不利とされています。担い手の減少・高齢化も進行する中で、小規模農家を中心に農地を維持管理しているのが現状です。

耕作条件の改善策として基盤整備が挙げられますが、中山間地域は整備や換地が容易ではなく、担い手への農地の集積・集約は平野部以上の難題となっています。なお、農道や水路の維持管理に活用可能な本市の補助事業はあるものの、地元施工が原則かつ受益者負担が必要であり、補助の要望は年1件程度で推移しています。

このような状況にあって、耕作条件の改善や担い手の確保を行い、基幹作物であるユズ、梅、四方竹、イタドリ等の生産体制を維持しながら、里山や農地の荒廃を防ぐことが、中山間地域の持続可能な将来像として求められています。

今後は、中山間地域に適した基盤整備事業や農道・水路の改修に係る補助事業等の要件緩和を関係機関に要望するとともに、中山間地域等直接支払交付金の活用、とりわけ、集落間の連携につながると見込まれる同制度のネットワーク化加算の活用を推進してまいります。

また、中山間地域の農業振興をミッションとした地域おこし協力隊の任用を行うとともに、収穫時期の人手不足を補うための公務員の副業制度の活用、地域イベントの開催による関係人口の創出など、幅広い人材による地域農業の下支えを進めてまいります。

さらに、地域の情報発信、交流の拠点である直売所は、今後も中山間地域にとって欠かせない存在です。これらを運営する鏡村直販店組合や一般財団法人夢産地とさやま開発公社との連携強化・サポートに取り組んでまいります。

3 国・県への要望

(1) 安定した農業経営のための農産物の適正な価格形成の実現

農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続いている。生産コストの上昇分は、そのまま農業者の負担となり、農業経営を圧迫することから、生産コスト等を考慮した適正な価格形成を行う仕組みを速やかに構築すること。

併せて、仕組みが構築されるまでの間、安定した農業経営を維持できるよう、生産コストの上昇分を補填するための制度を検討すること。

(回答)

令和7年6月18日に公布された、いわゆる「食料システム法」においては、合理的な費用を考慮した価格形成の実現（令和8年4月1日施行）と、食品の付加価値向上（令和7年10月1日施行）により、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現することとされています。

具体的には、食品事業者等と生産者による取引の適正化に係る努力義務が課されることや、5つの指定品目（米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳（成分調整牛乳を除く））について、農林水産大臣が認定した団体がコスト指標を作成することなどが示されています。

これらの国による仕組みの構築と並行して、本市においては、燃油等の価格が高止まりする中でも安定した農業経営が維持されるよう、「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入する施設園芸農家に対し、燃油等の購入費の一部を令和7年度も支援しています。

今後も国の動向を注視し、効果的な支援の継続について、必要に応じて国・県への要望を行ってまいります。

3 国・県への要望

(2) 高温環境に適応した栽培体系への転換に向けた支援

地球温暖化による記録的な猛暑など極端な気象現象が要因となって、農作物の品質低下や収量減少といった被害が生じ、安定的な食料等の生産に大きな影響を与える結果となっている。環境変動に適応し、各地域の実情に応じた新品種や新技術を導入することで、高温環境に適応した栽培体系への転換を図れるよう支援すること。

(回答)

特に近年顕著である夏期の高温につきましては、令和7年の夏の平均気温は、平成元年の統計開始以降最高値を記録しており、この影響を受けて、特に秋以降に野菜価格が高騰する傾向が見られます。

国の令和8年度予算においては、世界的な気候変動の中でも、持続的かつ安定的に食料生産等を継続できるよう、高温耐性品種や高温等に対応する栽培管理技術の開発・導入、AI等の最先端技術を活用して課題解決や新たな価値を創出するフードテックへの投資促進などによる適応策への支援や、温暖化や極端な気象現象による災害等への対応を進めるとともに、産地が気候変動への適応策の検討を円滑に行えるような情報提供を推進する取組に対する予算が確保されております。

本市としましても、高知市営農技術会議において、関係機関と連携し、令和7年度は水稲、果樹、露地野菜における高温対策の研究に対する支援を行っております。

さらに、令和8年度からは本市園芸品目の夏期高温による品質低下や収量減少などの被害を抑制するため、園芸用ハウスにおける遮熱効果のある資材の導入支援及び新高梨の園地における改植支援を目的とした、園芸品目高温対策事業費補助金を新設いたしました。

今後も、国主導による対策の推進に関する要望に加え、県やJAとの連携により、本市の実情に応じた支援を継続してまいります。

3 国・県への要望

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改正

耕作放棄地の発生については、土地持ち非農家の増加による、農地の管理に対する関心の低下も大きな要因の一つとなっている。周辺農地の耕作者が、所有者の同意を得ることができないまま、やむを得ず草刈り等を行っている事例も出ており、農業委員会による対応だけでは限界があることから、所有者が管理を怠って耕作放棄地化した農地について、所有者の同意の有無によらず地域で草刈り等ができる仕組みづくりなど、農地の保全に向けて制度の改正を検討すること。

(回答)

内閣総理大臣の諮問に応じ、必要な規制の在り方の改革に関する事項を総合的に調査・審議している「規制改革推進会議」のうち、「地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ」において、令和8年1月26日に、農地利用の最適化をテーマとした審議会が開かれました。出席委員からは、耕作放棄地への担い手の営農促進や所有者不明農地の取扱いについて、農地中間管理機構の機能強化を求める意見が多数出ており、令和8年5月に対応策がまとめられる予定となっております。

所有者不明農地や、所有者が遠方在住により管理できない農地は今後も増えていくことが予想され、周辺の営農地への深刻な影響を及ぼすことから、今後も国・県との協議の場において、必要に応じて働きかけを行ってまいります。

3 国・県への要望

(4) 食料供給困難事態対策法の見直し

2025年4月に施行された「食料供給困難事態対策法」は、食料供給に困難が生じる事態に備え、政府が総合的かつ迅速に対応できる枠組みを整備することを目的としているが、イネ、麦、大豆など「特定食料」への生産転換や生産計画を届け出ない場合の罰則規定など、農業者の営農意欲を減退させる側面があることから、罰則規定の削除を含め、農業者の声を踏まえて制度そのものの見直しを行うこと。

(回答)

「食料供給困難事態対策法」は、近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、生活や経済への支障を防ぐための法律として、令和6年6月に公布され、令和7年4月1日に施行されました。

罰則規定については、米、生乳、鶏卵等の食料供給量が平年と比べて全国的に2割以上減少し、国民生活等に支障が生じた段階において、供給量の把握を目的として、一定規模以上の事業者（まずは出荷販売業者や輸入業者）に対して指示する、計画届出を怠った場合に、罰則（20万円以下の罰金）が科されるものです。

罰則規定は、緊急時の物資の価格・需給調整を行う「国民生活安定緊急措置法」などと同じ内容ではありますが、計画届出の対象となる生産者の規模等は現時点では明記されていないことから、今後も国の動向を注視しつつ、必要に応じて要望を行ってまいります。

3 国・県への要望

(5) 春野地域における新川川流域の治水対策推進

春野地域における新川川（長浜川）の治水対策は、豪雨時に農地への浸水被害が生じることがないように、引き続き予算確保のうえ、護岸工事の早期完了に向けて取り組むとともに、支川（四谷川、大用川、長谷川など）についても、継続的に土砂が流入している現状を踏まえて、定期的な浚渫工事を行うなどの対策を講じること。

(回答)

新川川（長浜川）および支川であります、四谷川および大用川につきまして、管理者である高知県にお聞きしたところ、「新川川（長浜川）の未改修区間については、令和7年度に河川改修に伴い架け替えが必要となる根宜谷橋（市道）及び用水路橋（市）の左岸側橋台工事を実施しております。また、今後も国の交付金事業を活用し、早期の事業完了に向け取り組んでまいります。

また、大用川については、昨年度に引き続き浚渫工事を実施し、その他、四谷川を含めた県管理の河川についても、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めます。」との回答をいただいております。

本市としましても、大用川および四谷川を含めた県管理河川につきまして、状況確認や浚渫等について要望してまいります。

次に、長谷川など本市管理の普通河川（法定外公共物（青線）、機能管理 河川水路課）につきましては、これまでも現地の状況を確認しながら適宜浚渫等を実施しており、今後につきましても、治水上の影響を把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。